

特定建設作業一覧表

(○:届出必要、—:届出不要)

特定建設作業の種類		騒音 規制 法	振動 規制 法	環境の保 全と創造 に関する 条例	備 考
1	くい打機を使用する作業				
	1. もんけん	—	—	—	人力による木杭、木矢板のくい打
	2. 圧入式	○	—	—	
	3. アースオーガー併用	—	○	○	
	4. その他	○	○	—	ディーゼルハンマー、エアハンマー、スチームハンマー、ドロップハンマー、バイブロハンマー等
	くい抜機を使用する作業				
	1. 油圧式	○	—	—	
	2. その他	○	○	—	パイルエキストラクター
	くい抜くい打機を使用する作業				
	1. 圧入式	—	—	—	くい打機、くい抜機を使用する作業に準ずる。
	2. その他	○	○	—	
2	びょう打機を使用する作業				
	1. リベットハンマー	○	—	—	
	2. その他	—	—	—	インパクトレンチによる高張力、ボルト締め等
3	削岩機を使用する作業				
	1. ブレーカー ア. 手持ち式	○	—	—	移動作業にあっては、1日における2地点間の最大距離が50 ^{メートル} 以下の作業に限る。
	イ. その他	○	○	—	
	2. その他	○	—	—	
4	空気圧縮機を使用する作業				
	1. 電動式	—	—	—	削岩機の動力として使用する作業を除く
	2. その他 ア. 15kW未満	—	—	—	
	イ. 15kW以上	○	—	—	
5	コンクリートプラントを設けて行う作業				
	1. モルタル製造用	—	—	—	工事現場またはその付近に当該工事に関連して一時的に設置されるものに限る。
	2. その他 ア. 混練容量0.45m ³ 未満	—	—	—	
	イ. 混練容量0.45m ³ 以上	○	—	—	
	アスファルトプラントを設けて行う作業				不特定多数の工事のために設置されるプラントは、工場として別の届出が必要となる。
	1. 混練容量200kg未満	—	—	—	
	2. 混練容量200kg以上	○	—	—	
6	掘削機械を使用する作業	※	—	○	クラムシェル、ショベル等
7	建物の解体作業				
	1. 鋼球 ア. コンクリート造、鉄骨造、レンガ造	—	○	○	アスベストを含む建築物、延床面積が1,000m ² 以上の建築物等を解体するなどの工事を実施する場合、環境の保全と創造に関する条例に基づく特定工作物解体等工事实施届出が必要。
	イ. その他	—	○	—	
	2. その他 ア. コンクリート造、鉄骨造、レンガ造	—	—	○	
	イ. その他	—	—	—	
	工作物の破壊作業				
	1. 鋼球	—	○	○	
	2. 動力、火薬	—	—	○	
	3. その他	—	—	—	
	舗装版破碎機を使用する作業	—	○	—	移動作業にあっては、1日における2地点間の最大距離が50 ^{メートル} 以下の場合に限る。ドロップハンマー車

注 ※ 原動機の定格出力が、バックホウ＝80kw以上、トラクターショベル＝70kw以上、ブルドーザー＝40kw以上のものに限り、ただし、一定限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして、環境大臣が指定する指定機械(低騒音型)については、法の規制対象から除外されます。